

# 茨城県後期高齢者医療広域連合の保険料等負担金の納付に関する規則

平成 21 年 5 月 19 日

規則第 8 号

改正 平成 31 年 3 月 29 日 規則第 4 号

改正 令和 2 年 2 月 21 日 規則第 1 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和 57 年法律第 80 号。以下「法」という。)第 105 条及び茨城県後期高齢者医療広域連合規約(平成 19 年市町村指令第 23 号。以下「規約」という。)第 18 条第 2 項の規定に基づき、規約第 2 条に定める茨城県内の全市町村(以下「関係市町村」という。)が、茨城県後期高齢者医療広域連合(以下「広域連合」という。)に納付する保険料その他の納付金(法第 99 条第 1 項及び第 2 項の規定による繰入金を除く。以下「保険料等負担金」という。)の納付の方法及びその取扱い等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 関係市町村が広域連合に納付する保険料等負担金は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 法第 104 条に基づき市町村が徴収した保険料(以下「保険料」という。)
- (2) 茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例(平成 19 年茨城県後期高齢者医療広域連合条例 22 号)第 23 条に基づき市町村が徴収した延滞金(以下「延滞金」という。)

(保険料等負担金の額)

第 3 条 関係市町村が納付する保険料等負担金の納付額は、次の各号に定める方法により算出した額の合計額とし、関係市町村は、広域連合に徴収した月の翌月 10 日までに報告するものとする。

(1) 保険料の額

ア 法第 107 条第 1 項に規定する特別徴収の方法によって徴収した保険料 年金保険者が徴収した保険料の額から歳入還付した保険料の額を除いた額

イ 法第 107 条第 1 項に規定する普通徴収の方法によって徴収した保険料 徴収した月の保険料の額から歳入還付した保険料の額を除いた額

(2) 延滞金の額

徴収した月の被保険者等から徴収した延滞金の額から歳入還付した延滞金の額を除いた額

2 前項の規定による報告は、後期高齢者医療保険料等負担金払込報告書（様式第1号。以下「様式第1号」という。）によるものとする。ただし、4月及び5月に徴収した保険料等に係る保険料等負担金の納付額については、様式第1号に代えて、後期高齢者医療保険料等負担金払込報告書（出納整理期間用）（様式第1号の2）により報告するものとする。

3 関係市町村は、次の各号に該当する場合、第3条第1項の規定による報告の際に、報告金額を減額又は増額して調整することができるものとする。

(1) 当該年度の中途において、広域連合に納付した保険料等負担金に剰余金又は不足金を発見したとき

(2) その他広域連合長が必要と認めるとき

4 前項の規定による調整を行う場合、関係市町村は当該調整金額を後期高齢者医療保険料等負担金調整明細書（様式第1号の3）により、第3条第1項の規定による報告と併せて報告するものとする。

（保険料等負担金の納付期限）

第4条 保険料等負担金の納付期限は、徴収した月の翌月25日とする。

2 広域連合長は、必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、別に納期を定めることができる。

3 前2項に定める納付期限の日が茨城県後期高齢者医療広域連合の休日を定める条例（平成19年条例第1号）に規定する休日に当たるときは、その前の最も近い金融機関の営業日とする。

（保険料等負担金の納付方法）

第5条 前2条の規定により関係市町村が納付する保険料等負担金は、広域連合長が定める方法により払い込むものとする。

（保険料等負担金の精算及び調整）

第6条 広域連合長は、関係市町村が広域連合に納付した保険料等負担金について、次の各号のとおり精算するものとする。ただし、広域連合長が特に必要と認めた場合は、当該年度の中途において過不足の全部又は一部を精算することができる。

(1) 現年度の保険料等負担金

関係市町村は、当該年度の4月から翌年度の5月31日までに徴収した現年度の保険料及び延滞金並びに広域連合に納付した現年度の保険料等負担金を、後期高齢者医療保険料等負担金精算報告書（様式第2号）により翌年の7月10日までに広域連合に報告する。広域連合は、関係市町村が納付した保険料等負担金に剰余金が生じた場合は、その剰余金を償還し、関係市町村が納付した保険料等負担金に不足金が生じた場合は、その不足額を請求する。

(2) 過年度の保険料等負担金

関係市町村は、当該年度の翌年の3月末日までに徴収した過年度の保険料及び延滞金並びに広域連合に納付した過年度の保険料等負担金を、後期高齢者医療保険料等負担金精算報告書（様式第2号）により翌年の7月10日までに広域連合に報告する。広域連合は、関係市町村が納付した保険料等負担金に剰余金が生じた場合は、その剰余金を償還し、関係市町村が納付した保険料等負担金に不足金が生じた場合は、その不足額を請求する。

(補則)

第7条 この規則に定めるもののほか、保険料等負担金の取扱いに関し必要な事項は、広域連合長が別に定める。

附 則（施行期日）

この規則は、平成21年5月19日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

附 則（平成31年規則第4号）

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和2年規則第1号）

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

様式第1号（第3条関係）

年度 後期高齢者医療保険料等負担金払込報告書

次のとおり保険料等負担金の払込予定額について報告します。

年 月 分		
区分	内 訳	金 額
（ 年現 年度年 賦年度 課分 分）	①特別徴収分保険料	円
	徴収した額	円
	還付した額	円
	②普通徴収分保険料	円
	徴収した額	円
	還付した額	円
	③延滞金	円
	徴収した額	円
	還付した額	円
	計	円
過 年 度 分	④保険料	円
	徴収した額	円
	歳入還付した額	円
	⑤延滞金	円
	徴収した額	円
	歳入還付した額	円
	計	円

※過年度分は、 年度以前賦課分の合計になります。

年 月 日

茨城県後期高齢者医療広域連合  
広域連合長 様

市（町・村）長

（公印省略）

様式第1号の2（第3条関係）

年度 後期高齢者医療保険料等負担金払込報告書（出納整理期間用）

次のとおり保険料等負担金の払込予定額について報告します。

年 月 分		
区分	内 訳	金 額
（ 年度 現年度 賦課分）	①特別徴収分保険料	円
	徴収した額	円
	還付した額	円
	②普通徴収分保険料	円
	徴収した額	円
	還付した額	円
	③延滞金	円
	徴収した額	円
	還付した額	円
	計	円
（ 年度 過年度 賦課分）	④保険料	円
	徴収した額	円
	歳入還付した額	円
	⑤延滞金	円
	徴収した額	円
	歳入還付した額	円
	計	円
（ 年度 以前 過年度 賦課分）	④保険料	円
	徴収した額	円
	歳入還付した額	円
	⑤延滞金	円
	徴収した額	円
	歳入還付した額	円
	計	円

※過年度分は、年度賦課分と 年度以前賦課分を分けて入力してください。

年 月 日

茨城県後期高齢者医療広域連合  
広域連合長 様

市（町・村）長  
（公印省略）

様式第1号の3（第3条関係）

年度 後期高齢者医療保険料等負担金調整明細書

年 月分保険料等負担金の調整額の明細は次のとおりです。

年 月 分		
区分	内 訳	金 額
（ 年現 年度 賦課 分）	①特別徴収分保険料	円
	調整額（徴収分）	円
	調整額（還付分）	円
	②普通徴収分保険料	円
	調整額（徴収分）	円
	調整額（還付分）	円
	③延滞金	円
	調整額（徴収分）	円
	調整額（還付分）	円
	計	円
過 年度 分	④保険料	円
	調整額（徴収分）	円
	調整額（歳入還付分）	円
	⑤延滞金	円
	調整額（徴収分）	円
	調整額（歳入還付分）	円
	計	円

年 月 日

茨城県後期高齢者医療広域連合  
広域連合長 様

市（町・村）長  
（公印省略）

様式第2号（第6条関係）

年度 後期高齢者医療保険料等負担金精算報告書

次のとおり後期高齢者医療保険料等負担金の精算額について報告します。

区分	内 訳		金 額
現 年 度 分	(A) 年度に徴収した保険料及び延滞金の額(①+②-③)		円
	徴収内訳	①保険料額	円
		②延滞金額	円
		③還付額(歳入還付)	円
	(B) 年度に納付した保険料等負担金の額		円
	(C) 翌年度に納付した保険料等負担金の額		円
(D) 精算額 … (A) - (B) - (C)		円	
過 年 度 分	(E) 年度に徴収した保険料及び延滞金の額(④+⑤-⑥)		円
	徴収内訳	④保険料額	円
		⑤延滞金額	円
		⑥還付額(歳入還付)	円
	(F) 年度に納付した保険料等負担金の額		円
(G) 精算額 … (E) - (F)		円	

年 月 日

茨城県後期高齢者医療広域連合

広域連合長 様

市(町・村)長